

# 令和6年12月2日以降の 健康保険証の取扱いについて

- 現行の保険証は令和6年12月2日で発行を終了します。
  - 現在お持ちの保険証は、有効期限の範囲内で、最長で令和7年12月1日まで使用できます。
- ※ 五島市国民健康保険（緑色）や長崎県後期高齢者医療保険（オレンジ色）の保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

マイナ 保険証	あてはまるものをご確認ください	医療機関を受診する方法
あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マイナンバーカードを取得していて、保険証利用登録をした</li> </ul>	マイナ保険証を使って受診します （※1）（※2）（※3）
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ マイナンバーカードを取得していない</li> <li>◆ カードは取得したが保険証利用登録をしていない</li> <li>◆ 電子証明書を更新を忘れた（※4）</li> <li>◆ 保険証利用登録を解除した（※5）</li> <li>◆ カードを返納した</li> </ul>	<p><b>資格確認書</b>を使って受診します。</p> <p>※現在お持ちの保険証の有効期限前に、自動的に、保険証の発行元から保険証の代わりになる「資格確認書」が届きます。</p>

※1：資格情報が確認できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証の読み取りができない場合やシステムを導入していない医療機関等を受診する際は、このお知らせとマイナ保険証を一緒に提示することで受診できます。（なお、「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。）

※2：後期高齢者の被保険者には、令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」を交付します。

※3：介助者等の第三者の方が同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合は、申請により「資格確認書」を交付できます。詳しくは下記問合せまでお尋ねください。

※4：電子証明書の更新を忘れた方も有効期限から3か月間はマイナ保険証として使用できる予定です。

※5：五島市国民健康保険及び長崎県後期高齢者医療保険以外の医療保険に加入している方の解除申請は、ご自身が加入している保険者へ問合せください。



## 【問合せ先】

五島市 福祉保健部 国保健康政策課 国保・年金班 電話：0959-72-6119